

令和7年度第1回厚木市里地里山保全等促進委員会次第

日 時 令和7年7月30日(水)

午後2時から2時50分まで

場 所 厚木市民交流プラザ 603

1 開 会

2 案 件

(1) 令和6年度 里地里山保全等促進条例の運用状況について(資料1)

3 その他

4 閉 会

※ 委員会終了後、午後3時から里地里山保全等活動団体意見交換会となります。



厚木市里地里山保全等促進委員会委員名簿

(敬称略・50音順)

No.	役職	氏名	選出区分	所属団体等
1	委員長	古賀 学	有識者 (学識)	松蔭大学 観光メディア文化学部
2	職務代理	高畑 健	有識者 (学識)	東京農業大学 農学部
3	委員	内田 一彦	有識者 (行政)	神奈川県 環境農政局農水産部農地課
4	委員	遠藤 いぶき	公募	市民
5	委員	大泉 貴史	有識者 (農業関係団体)	厚木市農業協同組合 指導販売部兼組織文化部
6	委員	白木 裕子	有識者 (企業)	小田急電鉄 経営戦略部 (サステナビリティ担当)
7	委員	齋藤 遙希	有識者 (市民団体)	特定非営利活動法人 神奈川県自然保護協会
8	委員	徳重 良子	公募	市民

事務局

No.	氏名	所属・役職
1	和田 敏成	環境農政部長
2	松永 伸介	環境政策課長
3	小宮 貴久	環境政策課環境政策係長
4	石原 竜	環境政策課環境政策係主任
5	荒井 大空	環境政策課環境政策係主事

令和 6 年度 厚木市里地里山保全等促進条例の運用状況について

1 里地里山保全等地域の選定（第 9 条関係）

(1) 里地里山の定義

現に管理若しくは利用をされ、又はかつて管理若しくは利用をされていた農地、水路、ため池、二次林その他これらに類する土地及び集落で構成される地域

(2) 選定の条件

里地里山の多面的機能が持続し、又は向上すると認められる地域

(3) 選定状況

平成 27 年 9 月に玉川、小鮎、荻野の 3 地域を選定。



ア 玉川 里地里山保全等地域



(ア) 対象区域

厚木市七沢、小野、岡津古久、森の里全域

※七沢全域は、県条例に基づく里地里山保全等地域に選定済
(平成 24 年 3 月)

(イ) 面積 1836.5ha

(うち農地 126.2ha、山林 1189.2ha、都市公園 100ha、
集落その他 421.1ha)

イ 小鮎 里地里山保全等地域



(ア) 対象区域

厚木市飯山、下古沢、上古沢、宮の里全域

※対象区域は、県条例に基づく里地里山保全等地域に選定済
(平成 31 年 2 月)

(イ) 面積 1333.9ha

(うち農地 211.0ha、山林 549.7ha、都市公園 20.4ha、
集落その他 552.8ha)

ウ 萩野 里地里山保全等地域



(ア) 対象区域

厚木市上萩野、中萩野、下萩野、鳶尾、みはる野、まつかげ台
全域

※対象区域は、県条例に基づく里地里山保全等地域に選定済
(平成 27 年 3 月)

(イ) 面積 1727.6ha

(うち農地 193.5ha、山林 702.3ha、都市公園 25.9ha、
集落その他 805.9ha)

2 里地里山活動団体の認定（第10条関係）

里地里山保全等地域において保全活動を行う団体は、里地里山の保全等の促進に資する団体として認定を受けることができる。

（1）認定の要件

- ア 保全活動が行われる地域の農林業について、知識及び経験を有する者の指導又は助言を受けられる体制を整備していること。
- イ 保全活動を継続的に行うことが見込まれていること。
- ウ 次のいずれにも該当する定めを有していること。
 - （ア）名称及び目的を定めていること。
 - （イ）意思決定の方法についての定めがあり、かつ、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
 - （ウ）代表者の選任手続並びに財務及び会計に関し、必要な事項を明らかにしていること。
- エ 構成員の資格並びに加入及び脱退を不当に制限していないこと。

（2）認定状況

No.	認定年月	認定団体	地域
1	平成27年9月	七沢里山づくりの会	玉川
2		NPO法人里山ネット・あつぎ	玉川
3		みどりと清流のふるさと創造委員会	小鮎
4		荻野三つ沢の里山を守る会	荻野
5		特定非営利活動法人ゆめのシステムプロジェクト	荻野
6		NPO法人グリーン成長 桜	荻野
7	平成30年3月	飯山農楽校	小鮎
8	令和3年8月	小鮎地区農考会	小鮎

ア 七沢里山づくりの会（玉川地域）

（ア）発足 平成 10 年

（イ）会員数 14 人

（ウ）代表者 浅川 胤美（厚木市小野）

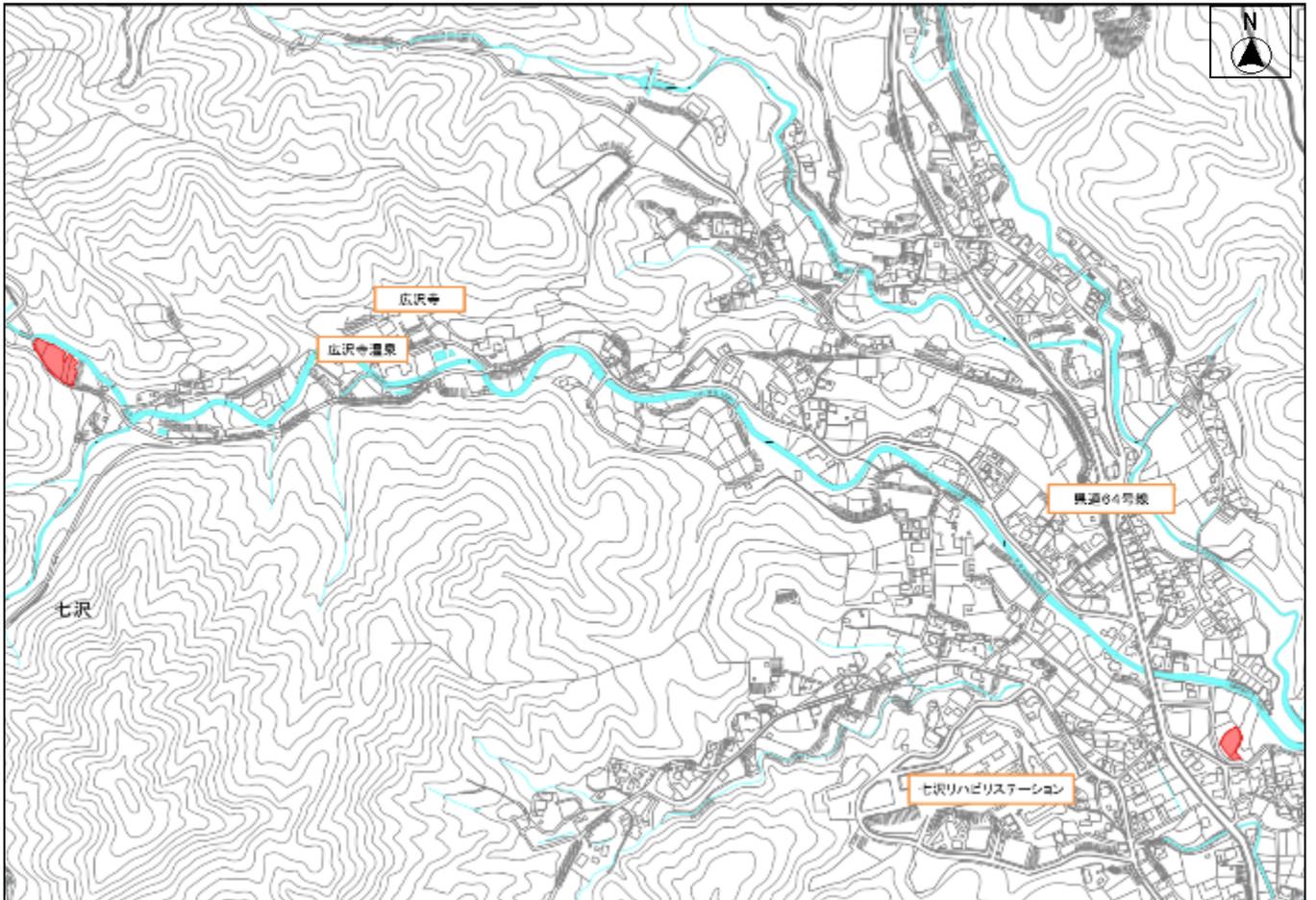
（エ）主な活動

遊休農地を借り米、里芋、落花生等を栽培。その他に里山整備等を実施。市の里山体験事業である里山マルチライブプランを平成 14 年から開催し、公募の市民ボランティアと共に上記の活動を行っている。複数の市内企業や横浜国立大学などと協働し、体験学習等も開催している。

（オ）協定面積 2,252 m²

※県条例に基づく里地里山活動協定認定済（平成 24 年 8 月～）

（カ）活動エリア



イ NPO 法人 里山ネット・あつぎ (玉川地域)

(ア) 発足 平成 23 年

(イ) 会員数 32 人

(ウ) 代表者 前場 政行 (厚木市七沢)

(エ) 主な活動

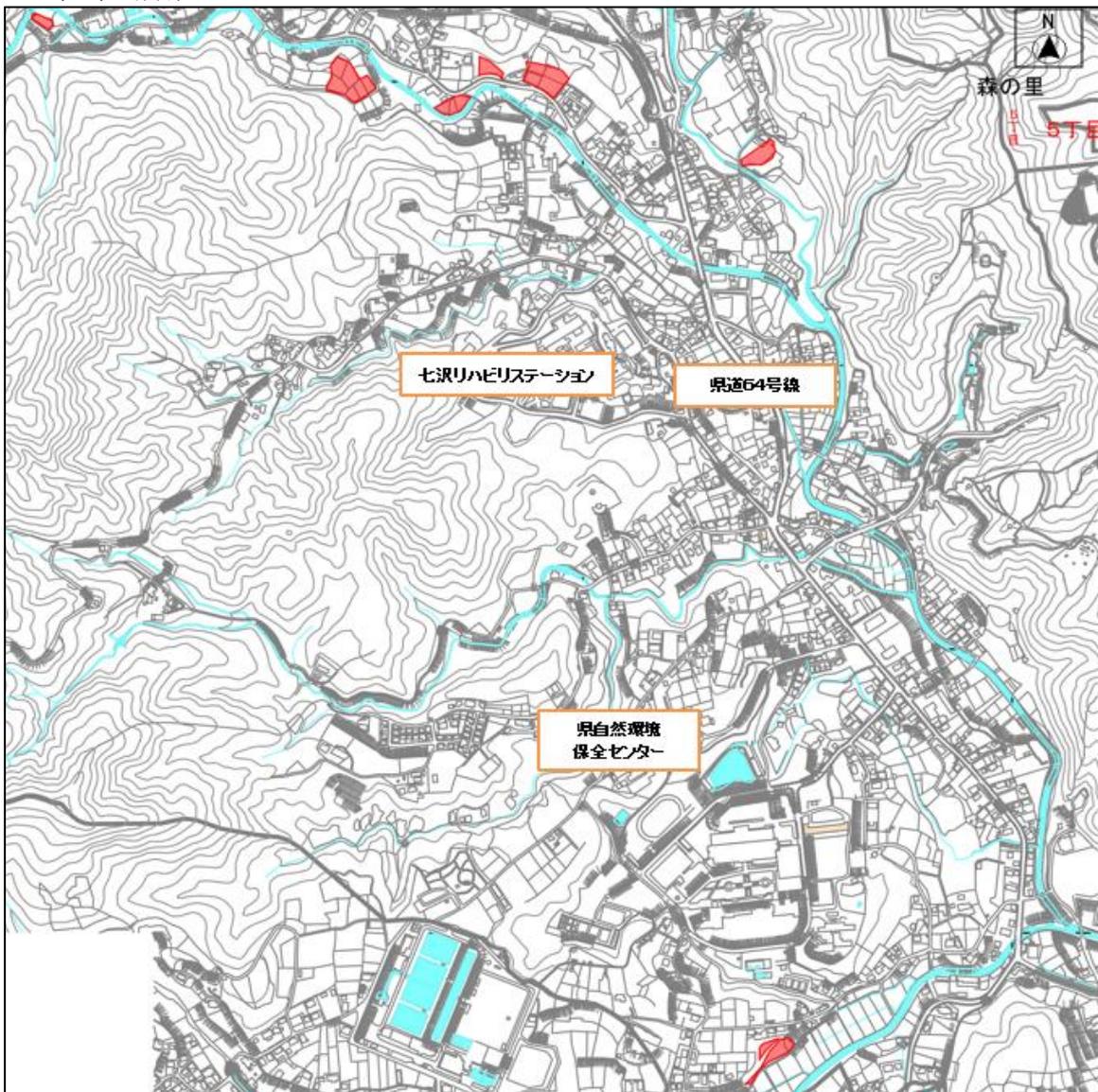
遊休農地を借り米、サツマイモ、ブルーベリー等を栽培。

また、市内企業や東京農業大学と協働し、稲作等の体験学習も開催している。なお、湛水管理する協定地を、令和 2 年度から生物多様性の保全活動団体の調査やイベントに提供している。

(オ) 協定面積 7,458 m²

※県条例に基づく里地里山活動協定認定済 (平成 27 年 5 月～)

(カ) 活動エリア



ウ みどりと清流のふるさと創造委員会（小鮎地域）

(ア) 発足 平成 16 年

(イ) 会員数 24 人

(ウ) 代表者 小島 富司（厚木市飯山）

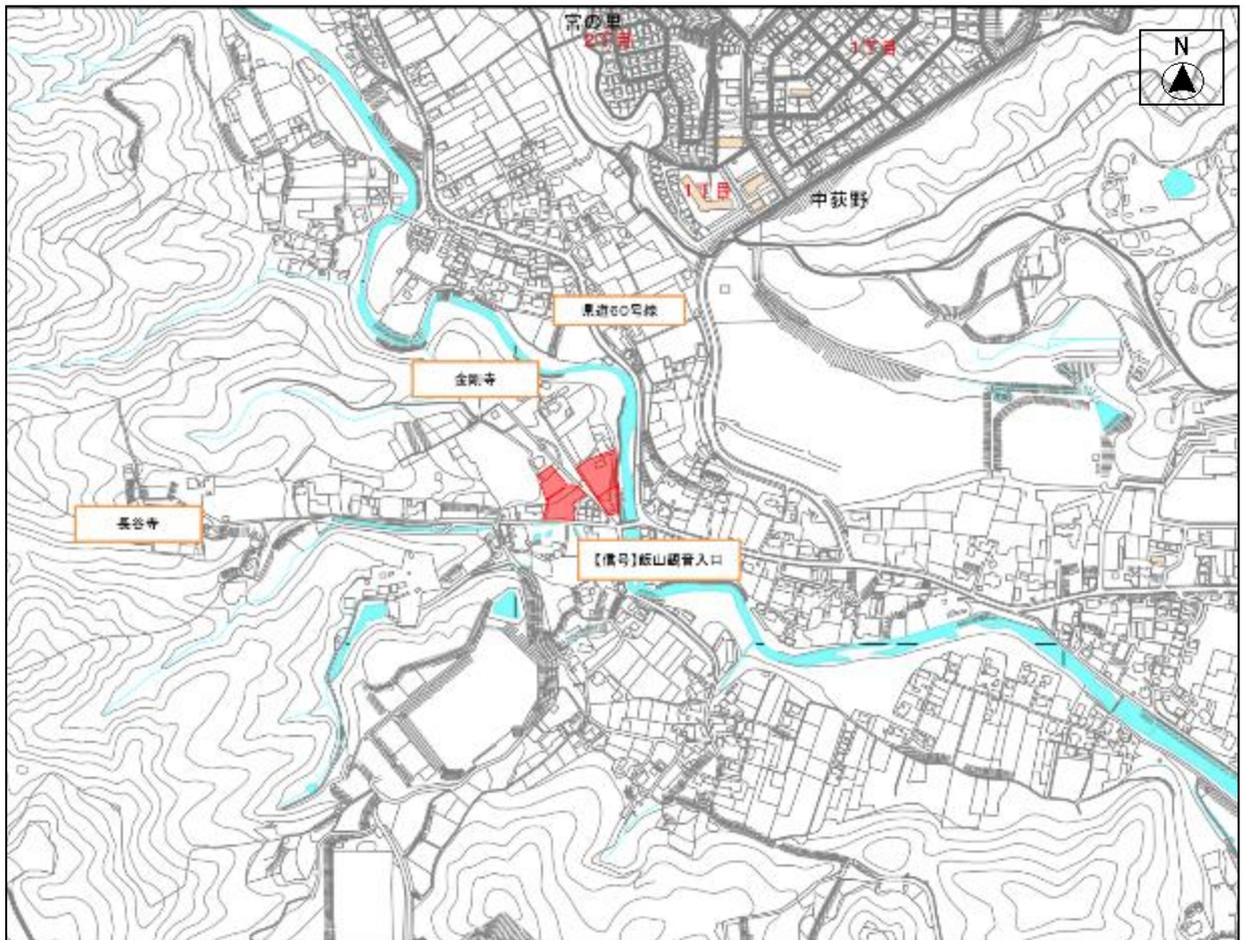
(エ) 主な活動

遊休農地を借り、花の里の管理、ざる菊、ロウバイの栽培など、里地里山の景観を後世に残すための整備活動を積極的に行っている。地域活性化を目的に、活動エリアである花の里を会場にポピーまつり、あつぎ飯山秋の花まつりを開催している。

(オ) 協定面積 4,925 m²

※県条例に基づく里地里山活動協定認定済（令和 2 年 6 月～）

(カ) 活動エリア



エ 飯山農楽校（小鮎地域）

（ア）発足 平成 29 年

（イ）会員数 11 人

（ウ）代表者 渡辺 一夫（厚木市飯山）

（エ）主な活動

耕作放棄地を活用し滞在型体験農園（クラインガルテン）を展開。農業を通じて地域に人を呼び込み、活性化させることを目的とし、都市住民等を対象に月 1 回程度、地主農家と周辺農家がスタッフとして農作業を指導。50 区画を整備し、年間を通じて 18 種類以上の野菜を栽培することができる。

なお、飯山地区の宿泊施設と連携しており、農園利用者は年 1 回、施設に宿泊して体験農園を楽しむことができる。

また、落花生、サツマイモ等の収穫体験も実施している。

（オ）協定面積 5,405 m²

※県条例に基づく里地里山活動協定認定済（令和 2 年 3 月～）

（カ）活動エリア



オ 小鮎地区農考会（小鮎地域）

（ア）発足 令和3年

（イ）会員数 35人

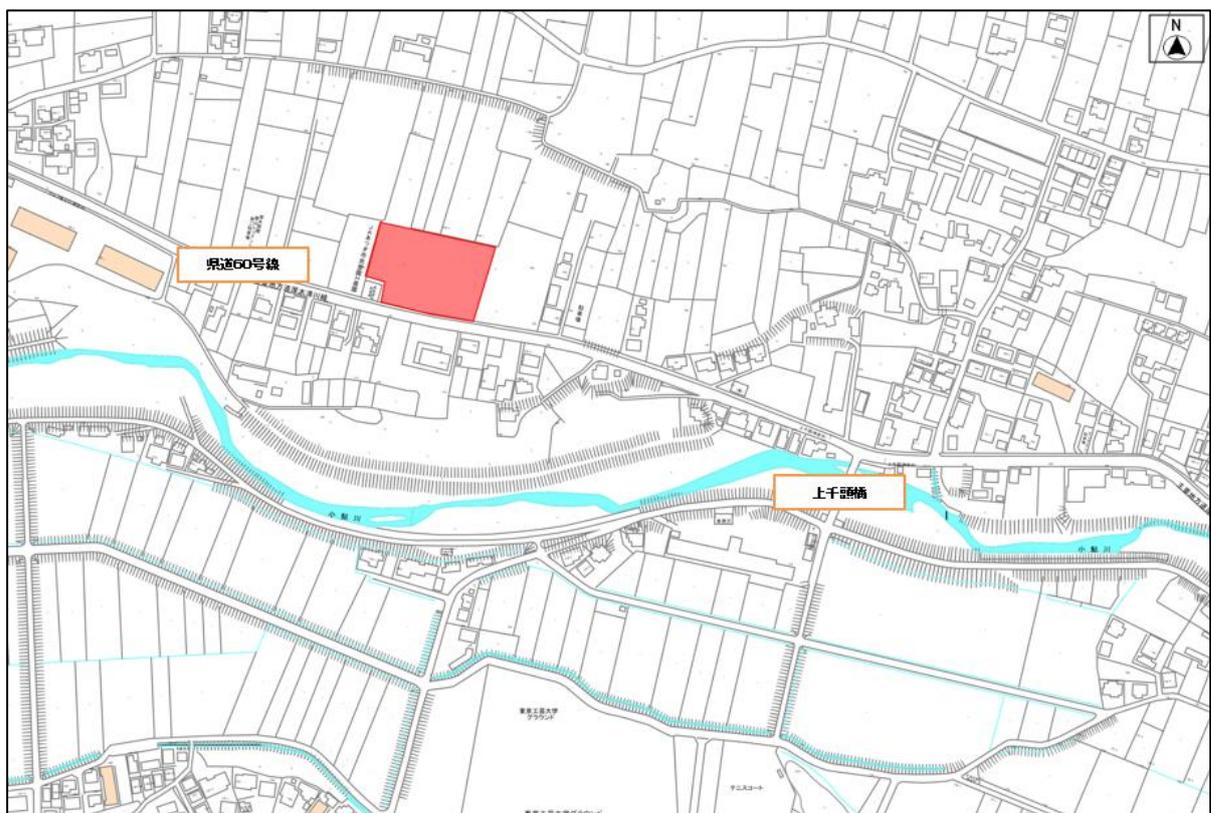
（ウ）代表者 臼井 輝夫（厚木市飯山）

（エ）主な活動

遊休農地を借り環境整備と併せて地域性にあった作物（サツマイモ、落花生、ソバ等）の栽培などに取り組み、保育園児を対象としたサツマイモ収穫体験を実施している。

（オ）協定面積 4,702 m²

（カ）活動エリア



カ 荻野三つ沢の里山を守る会（荻野地域）

（ア）発足 平成 14 年

（イ）会員数 13 人

（ウ）代表者 野田 重（厚木市戸室）

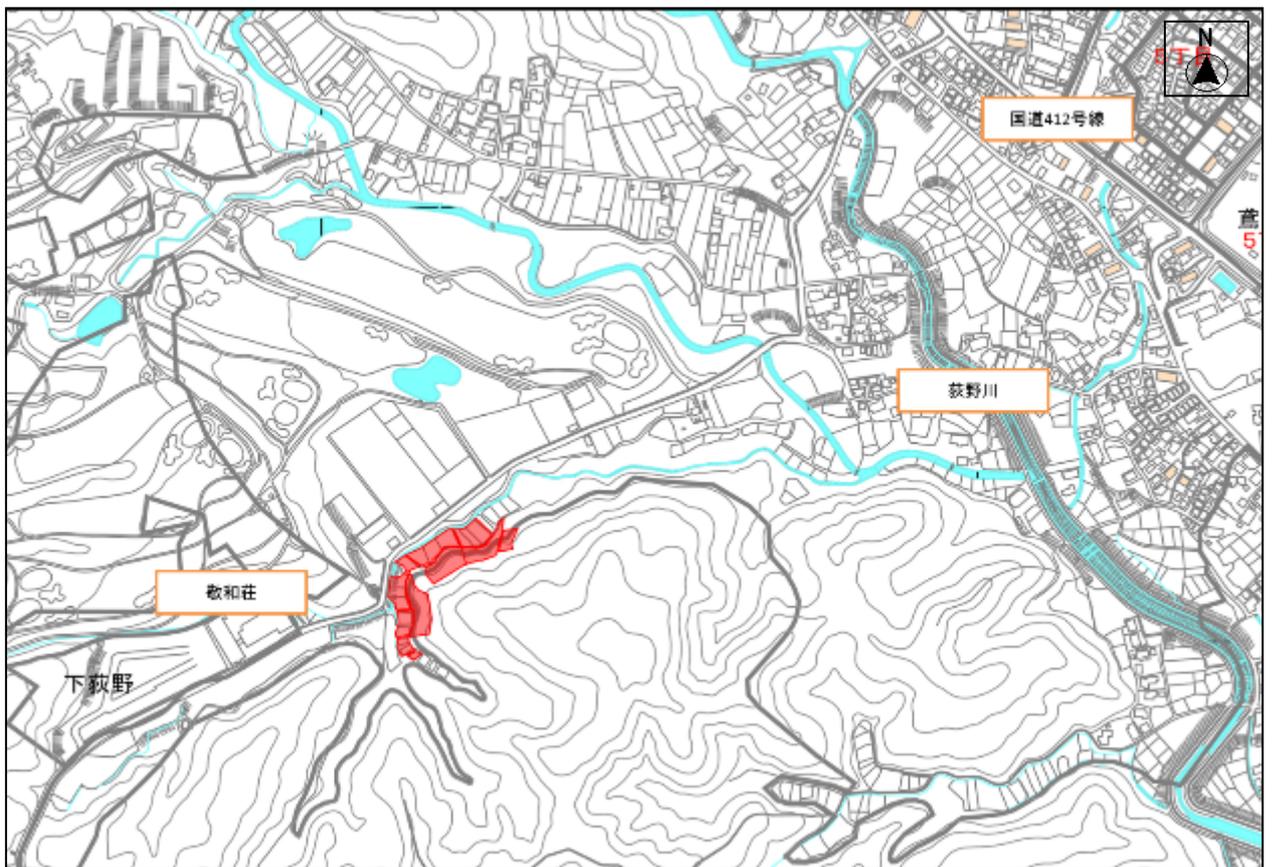
（エ）主な活動

遊休農地を借り米の栽培と棚田周辺の下草刈り等の環境整備を実施している。市の里山体験事業である里山マルチライブプランを平成 14 年から開催し、公募の市民ボランティアと共に上記の活動を行っている。

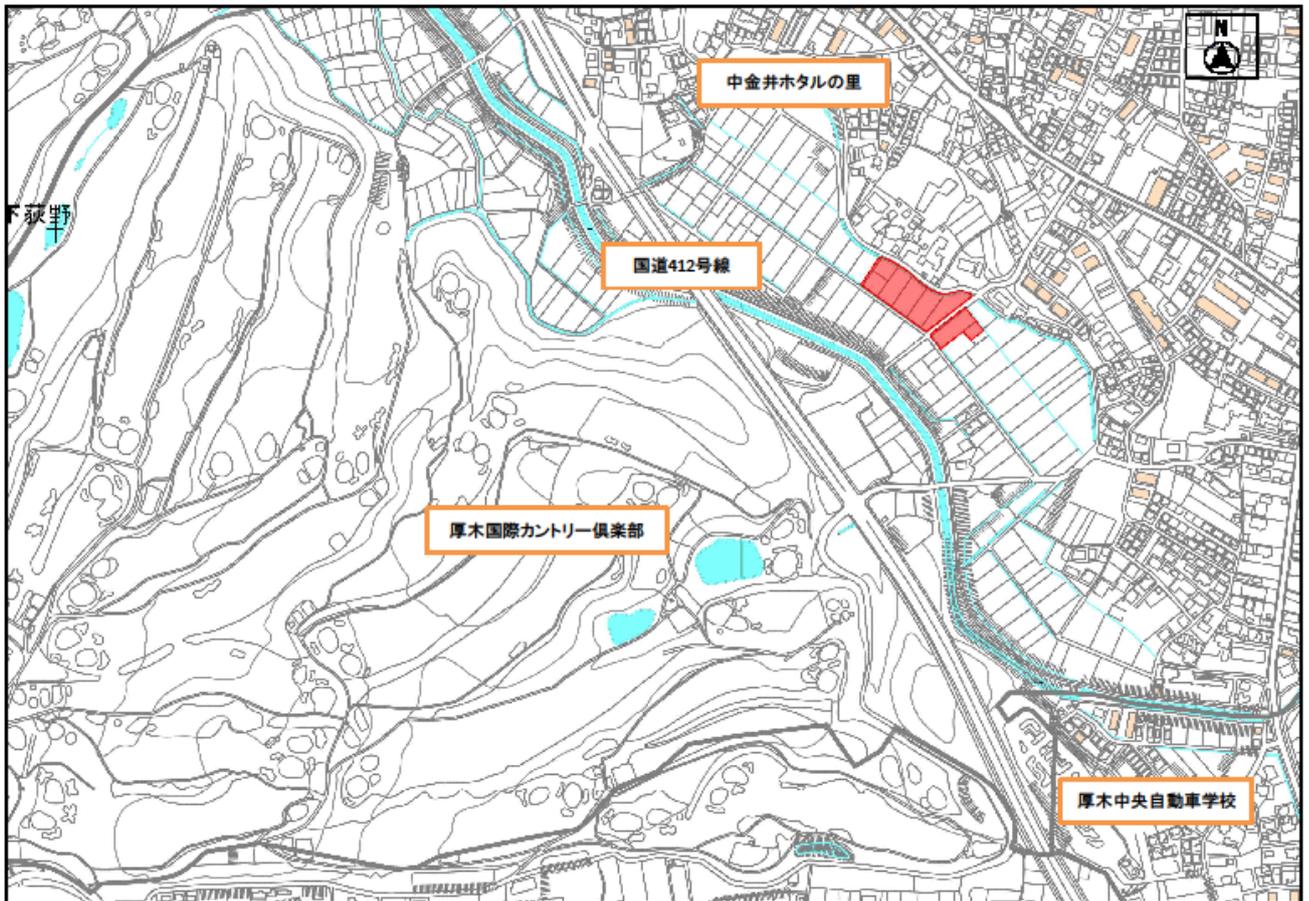
（オ）協定面積 7,050 m²

※県条例に基づく里地里山活動協定認定済（平成 27 年 5 月～）

（カ）活動エリア



- キ 特定非営利活動法人ゆめのシステムプロジェクト（荻野地域）
（荻野の美田を守る会）
- （ア）発足 平成 26 年
 - （イ）会員数 16 人
 - （ウ）代表者 落合 清春（厚木市宮の里）
 - （エ）遊休農地を借り、田植体験、稲刈体験を実施。近くにホタルが生息する湧水池もあり、周辺一帯の環境整備を目指して活動している。
 - （オ）協定面積 7,100 m²
※県条例に基づく里地里山活動協定認定済（平成 29 年 5 月～）
 - （カ）活動エリア



ク NPO 法人 グリーン成長桜（荻野地域）

(ア) 発足 平成 16 年

(イ) 会員数 40 人

(ウ) 代表者 原田 正明（厚木市上荻野）

(エ) 主な活動

前身は鳶尾山に桜を植える会。平成 26 年 4 月から NPO 法人に移行。鳶尾山全体の里山づくりを目指し、間伐、伐採、下草刈り、植樹等を行っている。イオン環境財団から支援を受け、平成 17 年から毎年植樹祭を実施し苗木の育成管理を行っている。

(オ) 協定面積 23,379.8 m²

(カ) 活動エリア



3 里地里山活動協定の認定（第12条関係）

（1）認定の要件

保全等地域において、保全活動を行おうとする認定団体及び当該保全活動が行われる農林地等の土地所有者は、次に掲げる事項を定めた協定を締結し、当該里地里山活動協定が適当である旨の市長の認定を受けることができる。

- ア 里地里山活動協定の対象となる農林地等の区域及び面積
- イ 里地里山活動協定の対象となる農林地等の利用に関する事項
- ウ 認定団体が行う保全活動の内容
- エ 里地里山活動協定に違反した場合の措置
- オ 里地里山活動協定の期間
- カ その他必要な事項

(2) 認定状況

市協定番号	活動団体	協定地積 (協定)	協定地積計	協定期間		
					～	
第1-02-02	七沢里山づくりの会	1441	2252	平成24年6月1日	～	令和9年3月31日
第1-03-02		811		平成30年3月1日	～	令和9年3月31日
第2-04-02	NPO法人里山ネット・あつぎ	1321	7458	平成27年12月1日	～	令和9年3月31日
第2-05-02		1006		平成27年12月1日	～	令和9年3月31日
第2-06-02		1581		平成27年12月1日	～	令和9年3月31日
第2-08-02		1053		平成30年3月1日	～	令和8年3月31日
第2-09-01		2497		令和2年12月1日	～	令和9年3月31日
第3-01-03		みどりと清流のふるさと創造委員会		3871	4925	令和2年3月1日
第3-03-01	1054		令和4年8月23日	～		令和8年3月31日
第4-01-02	荻野三つ沢の里山を守る会	2464	7050	令和7年4月1日	～	令和12年3月31日
第4-02-02		1060		令和7年4月1日	～	令和12年3月31日
第4-03-02		846		令和7年4月1日	～	令和12年3月31日
第4-04-02		2343		令和7年4月1日	～	令和12年3月31日
第4-05-02		337		令和7年4月1日	～	令和12年3月31日
第5-01-04		特定非営利活動法人 ゆめのシステムプロジェクト		6798	7085	平成29年2月1日
第5-02-01	287		令和1年12月1日	～		令和8年3月31日
第6-01-02	NPO法人グリーン成長桜	7758	23379.8	令和7年4月1日	～	令和12年3月31日
第6-02-02		15621.8		令和7年4月1日	～	令和12年3月31日
第7-01-02	飯山農楽校	1074	5405	平成30年3月1日	～	令和8年3月31日
第7-02-02		2220		平成30年3月1日	～	令和8年3月31日
第7-06-01		932		令和4年12月21日	～	令和8年3月31日
		301				
第7-05-02		878		令和1年12月1日	～	令和8年3月31日
第8-01-01		小鮎地区農考会		2716	4702	令和3年4月1日
	1986					
			62,256.8			

4 里地里山活動協定に係る活動に対する支援（第 16 条関係）

認定団体と市民との保全活動に係る認定団体に対し、当該里地里山活動協定に基づく保全活動を支援するために必要な措置を講ずるものとする。



○厚木市里地里山保全等促進事業補助金

厚木市里地里山保全等促進事業補助金交付要綱に基づき、8 団体に交付金を交付。

No.	認定団体	主な活動内容	補助金額
1	七沢里山づくりの会	稲作体験、畑整備など	626 千円
2	NPO 法人 里山ネット・あつぎ	稲作体験、カボス栽培など	637 千円
3	みどりと清流のふるさと創造委員会	花卉栽培、花祭り開催など	338 千円
4	飯山農楽校	滞在型体験農園、畑整備など	311 千円
5	小鮎地区農考会	畑整備、ソバ打ち体験など	200 千円
6	荻野三つ沢の里山を守る会	稲作体験、畑整備など	725 千円
7	特定非営利活動法人 ゆめのシステムプロジェクト	稲作体験など	477 千円
8	NPO 法人 グリーン成長桜	里山整備や植樹祭の開催など	200 千円
		合 計	3,514 千円

5 認定団体と市民との交流の促進等（第 17 条関係）

市は、認定団体と市民との保全活動に係る交流の促進を図るとともに、認定団体と法人その他の団体との保全活動に係る連携の促進を図るものとする。

(1) 市民等の公募ボランティア

認定団体	登録者数
七沢里山づくりの会	60 人
荻野三つ沢の里山を守る会	44 人

(2) 企業との連携

認定団体	連携企業
NPO 法人里山ネット・あつぎ	日産自動車(株)テクニカルセンター

(3) 大学との連携

認定団体	連携大学
七沢里山づくりの会	横浜国立大学
NPO 法人里山ネット・あつぎ	東京農業大学、松蔭大学
みどりと清流のふるさと創造委員会	東京農業大学
荻野三つ沢里山を守る会	東京農業大学

(4) 体験学習、イベント等の実施

認定団体	内容
七沢里山づくりの会	稲作体験
NPO 法人里山ネット・あつぎ	稲作体験、サツマイモ収穫体験、生き物調査
みどりと清流のふるさと創造委員会	花卉の収穫体験、あつぎ飯山秋の花まつり、飯山花の里ポピーまつり
飯山農楽校	トウモロコシ、サツマイモ、落花生収穫体験
小鮎地区農考会	サツマイモ収穫体験
荻野三つ沢の里山を守る会	稲作体験、
特定非営利活動法人ゆめのシステムプロジェクト	稲作体験
NPO 法人 グリーン成長桜	植樹祭

6 里地里山保全等促進基金の設置（第18条関係）

17,496,671円（令和7年3月31日現在）

前年度比 ▲2,295,800円

○厚木市里地里山保全等促進条例

平成25年12月27日

条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、里地里山の保全及び活用（以下「里地里山の保全等」という。）についての基本理念を定め、並びに市、土地所有者等、里地里山活動団体及び市民の役割等を明らかにするとともに、里地里山の保全等を促進するために必要な事項を定めることにより、里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承を図り、もって市民の健康で心豊かな生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 里地里山 現に管理若しくは利用をされ、又はかつて管理若しくは利用をされていた農地、水路、ため池、二次林（その土地本来の自然植生ではない人為的に成立した雑木林、竹林等をいう。）その他これらに類する土地（以下これらを「農林地等」という。）及び集落で構成される地域をいう。
- (2) 土地所有者等 里地里山の農林地等を所有し、又は管理しているものをいう。
- (3) 里地里山活動団体 里地里山の保全等に係る活動（以下「保全活動」という。）を積極的かつ主体的に行う団体をいう。
- (4) 里地里山の多面的機能 良好な景観の形成、生物の多様性の確保、災害の防止、伝統的な文化の伝承、余暇及び教育的な活動の場の提供等里地里山の有する多面にわたる機能をいう。

(基本理念)

第3条 里地里山の保全等は、里地里山の恵みを多くの市民が享受していることに鑑み、里地里山の資源を市民共有の恵みとして位置付け、市、土地所有者等、里地里山活動団体、市民等が相互に連携し、及び協働して行われなければならない。

- 2 里地里山の保全等は、里地里山の農林業の営みを尊重しつつ、多様な分野にわたる活用を通じて、里地里山の多面的機能を発揮させ、その恵みを市民が将来にわたって享受できるよう継続的に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、里地里山の保全等を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 市は、里地里山の保全等に関する市民の理解を深めるために必要な普及啓発を行うものとする。

- 3 市は、里地里山の保全等の促進に関する施策を実施するに当たっては、土地所有者等の権利を制限することのないよう配慮するとともに、国、神奈川県その他の地方公共団体及び関係機関と当該施策を協力して行うよう努めるものとする。

(土地所有者等の役割)

第5条 土地所有者等は、基本理念にのっとり、里地里山の多面的機能の重要性についての認識を深めるとともに、里地里山の保全等の促進が図られるよう努めるものとする。

- 2 土地所有者等は、市が実施する里地里山の保全等の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(里地里山活動団体の役割)

第6条 里地里山活動団体は、基本理念にのっとり、里地里山の多面的機能の重要性についての認識を深めるとともに、継続して保全活動を行うよう努めるものとする。

- 2 里地里山活動団体は、市が実施する里地里山の保全等の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、里地里山の多面的機能の重要性についての認識を深めるとともに、保全活動に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する里地里山の保全等の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第8条 市長は、里地里山の保全等の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、里地里山の保全等の促進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 里地里山の保全等の促進に関する総合的かつ長期的な目標
- (2) 里地里山の保全等の促進に関し、市が計画的に講ずべき施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、里地里山の保全等の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、厚木市里地里山保全等促進委員会の意見を聴かななければならない。

（保全等地域の選定）

第9条 市長は、里地里山の多面的機能が持続し、又は向上すると認められる地域を里地里山保全等地域（以下「保全等地域」という。）として選定することができる。

2 市長は、前項の規定により保全等地域を選定したときは、その旨並びにその名称及び区域を告示するものとする。

3 市長は、第1項の規定により選定した保全等地域を神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例（平成19年神奈川県条例第61号）第8条第1項に規定する里地里山保全等地域に選定すべき地域として神奈川県知事に申し出ることができる。

4 第2項の規定は、保全等地域の選定の解除及びその地域の変更について準用する。

（里地里山活動団体の認定）

第10条 前条第1項の規定により選定された保全等地域において保全活動を行おうとする里地里山活動団体は、里地里山の保全等の促進に資する団体として市長の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請をした団体が次の各号のいずれにも該当するときは、第1項の認定をするものとする。

- (1) 保全活動が行われる地域の農林業について知識及び経験を有する者の指導又は助言を受けられる体制を整備していること。
- (2) 保全活動を継続的に行うことが見込まれていること。
- (3) 次のいずれにも該当する定めを有していること。
 - ア 名称及び目的を定めていること。
 - イ 意思決定の方法についての定めがあり、かつ、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
 - ウ 代表者の選任手続並びに財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。
 - エ 構成員の資格並びに加入及び脱退を不当に制限していないこと。

4 市長は、第1項の認定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該認定の申請をした団体に通知するものとする。

(認定団体の認定の取消し)

第11条 市長は、前条第1項の規定により認定を受けた里地里山活動団体（以下「認定団体」という。）が偽りその他不正の手段により認定を受けたとき又は前条第3項各号のいずれかに該当しなくなったときは、その認定を取り消すことができる。

(里地里山活動協定の認定)

第12条 保全等地域において、保全活動を行おうとする認定団体及び当該保全活動が行われる農林地等の土地所有者等は、次に掲げる事項を定めた協定（以下「里地里山活動協定」という。）を締結し、当該里地里山活動協定が適当である旨の市長の認定を受けることができる。

- (1) 里地里山活動協定の対象となる農林地等の区域及び面積
- (2) 里地里山活動協定の対象となる農林地等の利用に関する事項
- (3) 認定団体が行う保全活動の内容
- (4) 里地里山活動協定に違反した場合の措置
- (5) 里地里山活動協定の期間
- (6) その他必要な事項

2 前項の認定を受けようとする認定団体及び土地所有者等は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請が次の各号のいずれにも該当するときは、第1項の認定をするものとする。

(1) 里地里山活動協定の内容が保全等地域における里地里山の保全等の促進に資すると認められるものであること。

(2) 里地里山活動協定に係る保全活動が継続的に行われると認められるものであること。

(3) 里地里山活動協定の内容がこの条例及び関係法令に違反するものでないこと。

(4) 里地里山活動協定の内容がその対象となる農林地等の利用を制限するものでないこと。

4 市長は、第1項の認定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該認定の申請をした認定団体及び土地所有者等に通知するものとする。

(里地里山活動協定の変更)

第13条 前条第1項の規定による認定を受けた里地里山活動協定に係る認定団体及び土地所有者等は、同項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、市長の認定を受けなければならない。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。

(里地里山活動協定の廃止)

第14条 里地里山活動協定に係る認定団体又は土地所有者等は、当該里地里山活動協定を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(里地里山活動協定の認定の取消し)

第15条 市長は、里地里山活動協定に係る認定団体が第11条の規定による認定団体の認定を取り消されたとき又は里地里山活動協定が第12条第3項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、当該里地里山活動協定の認定を取り消すものとする。

2 第12条第4項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

(里地里山活動協定に係る活動に対する支援)

第16条 市は、里地里山活動協定に係る認定団体に対し、当該里地里山活動協

定に基づく保全活動を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

(認定団体と市民との交流の促進等)

第17条 市は、認定団体と市民との保全活動に係る交流の促進を図るとともに、認定団体と法人その他の団体との保全活動に係る連携の促進を図るものとする。

(里地里山保全等促進基金の設置)

第18条 里地里山の保全等を促進するため、厚木市里地里山保全等促進基金(以下「基金」という。)を設置する。

- 2 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めた額とする。
- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 4 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
- 5 里地里山の保全等を促進するための寄附金及び基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。
- 6 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
- 7 基金は、第1項に規定する基金の設置目的のための経費に充てる場合に限って、その全部又は一部を処分することができる。
- 8 市長は、前項の規定に基づき処分された基金の額を財源として、認定団体に対して、助成することができる。
- 9 市長は、認定団体に前項の助成をしようとする場合は、厚木市里地里山保全等促進委員会の意見を聴くものとする。

(里地里山保全等促進委員会)

第19条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市里地里山保全等促進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。

4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(報告又は資料の提出)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、認定団体に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(評価等)

第21条 市長は、委員会の意見を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条、第19条及び附則第2項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略